法制審議会 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等 に関する手続(IT化関係)部会 第7回会議 議事録

第1 日 時 令和4年7月29日(金)自 午後1時00分 至 午後3時29分

第2 場 所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)の 見直しについて

第4 議事 (次のとおり)

〇山本(和)部会長 それでは、所定の時刻になりましたので、第7回部会会議を開会いた します。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は衣斐幹事が御欠席と伺っております。

それから、前回の部会後、委員等の交代がございましたので、事務当局から御紹介をお 願いいたします。

- ○脇村幹事 法務省大臣官房審議官でした堂薗幹一郎が、人事異動に伴いまして委員を退任いたしました。本日は就任しておりませんが、次回の部会までには後任の法務省大臣官房審議官である松井信憲が委員に就任する予定でございます。また、裁判所の人事異動に伴いまして、南宏幸関係官に代わり、今後は不破大輔最高裁事務総局行政局第二課長が関係官として出席をされると聞いております。
- **〇山本(和)部会長** それでは、不破関係官におかれましては簡単な自己紹介をお願いいた します。
- **○不破関係官** 最高裁行政局第二課長を拝命しました不破大輔と申します。どうぞよろしく お願いいたします。
- 〇山本(和)部会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いをいたします。 次に、本日の審議に入ります前に、本日の配布資料の説明を事務当局からお願いいたします。
- ○森関係官 関係官の森でございます。本日は部会資料10-1「中間試案のたたき台(2)」及び部会資料10-2「中間試案のたたき台(2)(説明付き)」を配布させていただいております。部会資料10-1は、倒産、人事訴訟、家事事件、子の返還申立事件その他の手続につきまして中間試案のたたき台を記載したものでございまして、部会資料10-2は、部会資料10-1に説明を付け加えさせていただいたものでございます。本日の御審議の際には、説明付きの部会資料10-2に基づき事務当局から個別の項目の内容について説明させていただく予定です。

また、本日は、今般成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による改正後の民事訴訟法、人事訴訟法及び家事事件手続法のうち、部会資料と関係のある条文につきましても参照条文として配布させていただいております。

〇山本(和) 部会長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。事務当局からもありま したとおり、本日は倒産、人事訴訟、家事事件、子の返還申立事件その他の手続について 御審議を頂きたいと思います。

なお、前回も申し上げましたけれども、今回も中間試案の取りまとめに向けた議論であるという観点から、この資料の提案につきまして、どのような形でパブリック・コメントで皆様の御意見を伺うのが相当かといったような観点から御審議を頂ければ大変幸いです。それでは、まず第1のテーマとして、部会資料10-202ページ「第30 破産手続」のうち「13 裁判所に対する申立て等」について、この部分につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

〇森関係官 関係官の森でございます。こちらの論点のうち(1)及び(2)は、インター

ネットによる申立て等の可否及び義務付けについて、これまでの会議において出された意見を踏まえて記載したものでございます。基本的にはこれまでの部会資料と同様の内容でございますが、先日の御議論を踏まえ、(1)では(注)を追記させていただいており、(2)では(後注)の記載ぶりを修正しております。

- (3)は、破産管財人が債権届出に関する事務を取り扱うことについて記載するものでございますが、こちらにつきましては、規律を設けるか否かにつき両案併記の形で記載しております。なお、(後注)では、記載につき【P】を付しておりますので、その部分の記載を残すかどうかにつき御意見を頂ければと存じます。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、この点、(1)から(3)までありますけれども、特に区切りませんので、 どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

○小畑委員 (2) イの(後注)のところでございますけれども、債権届出に関する記述の中で、【P】の部分でございますけれども、債権者が権利を失うことを防ぐ制度というのがどういうものであるかというところなのですが、これは、例えば民事再生手続であれば、再生管財人において自認義務があるということになっています。そうすると、その自認義務が債権者が権利を失うことを防ぐ制度として機能するということになります。これに対して破産、会社更生においてはそのような制度がないということになりますので、その点についての見直しを含めて、権利を失うことを防ぐ制度ということについて議論を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。この点は従前から申し上げているというところでございます。

債権届出を容易にする制度という点につきましては、これはフォーマット入力の方式による債権届出という点でございまして、第3の1(1)の(注)に記載されている内容でございます。

債権届出をサポートする制度という点でございますが、この点については、破産法、民 事再生法、会社更生法に規定されております代理委員の制度の拡充を図るという点から、 議論をお願いしたいと考えているところでございます。

- 〇山本 (和) 部会長 ありがとうございました。ということは、小畑委員の御提案というか、あれは、【P】になっている部分については、破産及び会社更生にも民事再生のような自 認義務の制度を導入して、届出がされない場合にも債権者が権利を失うことを防ぐ制度と いう形になるというような理解でよろしいでしょうか。
- 〇小畑委員 はい。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 それでは、ほかに、今の点でも結構ですし、ほかの部分でも結構ですが、いかがでしょうか。
- ○小澤委員 ありがとうございます。今の点に関連しますが、権利を失うことを防ぐ制度について(後注)に記載することを反対するわけではございませんけれども、既に部会においても出ていた意見になるとは思いますが、債権届出をせずとも破産手続内での権利が失われないとなりますと、破産手続の安定性を損なうことになるのではないかという危惧もしたところであります。恐らく、債権届出についてインターネットを用いてする申立て等の義務付けの対象とした場合に、IT機器の不慣れなどから届出ができなかった債権者へ

の配慮なのかと推察をしておりますが、債権届出の義務化を行うことで破産手続全体に影響を及ぼすほどの弊害が想定されるのであれば、新たな制度を創設してまで債権届出を義務化せずとも、訓示規定での努力義務にとどめておくという選択肢についても補足説明等で触れておいてはいかがかという感想を持ちました。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。4ページの(3)の甲案の②番ですが、我々は部会での議論や前回までの部会の資料を見せていただいていますので、特に分かりにくいということはなかったのですけれども、これを見たほかの弁護士の方から、破産管財人に対して債権届出をするという①に対して、裁判所に対して債権届出を届け出るというこの表現等が少し分かりにくい、理解しにくいという意見が出ておりました。なぜこの②番が①番プラスで必要なのか、どういう論点があるのかということは、恐らく書いてはいただけるのだろうとは思っているのですが、補足説明で御説明を頂きたいと思いますので、御検討をお願いいたします。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。それは補足説明ということで。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。恐らくここの問題意識としては、管財人に対してしただけで直ちに全く裁判所と同じことになるかどうかという問題点がございました点を踏まえて、裁判所にもしないといけないということを書いたということかと思います。そういったことも含めて補足説明では御説明させていただきたいと思っています。もちろん裁判所に実際に届け出ることの法的意味などは今後の議論といいますか、検討の中だと思いますが、こういったことを書いたのは、届出を破産者管財人にすればよいだけの問題ではないのですということが問題になったということを分かるようにしていくことだと思いますので、そこを考えたいと思います。ありがとうございます。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。
- 〇山本(克)委員 先ほどの小畑さんの、自認債権の制度を破産や更生でもという点ですが、 私も意見を聴くことはそれでよろしいかと思いますが、補足説明の中で、なぜ民事再生だけ自認債権の制度が設けられたかという、平成の倒産法大改正のときの経緯等をきっちり説明しておいていただければと思います。あれは飽くまでも再生債務者が手続を遂行する機関になるということに伴って、モラルハザードを危惧する見地から、再生のときにだけ入れたわけで、更生手続の審議においては、そんなものは要らないということは明示的に部会で議論したと記憶しております。そういうような経緯から、権利の上に眠る者は許されないという近代法の大原則を変えることが適切なのかどうかという点は、やはり根本的な議論の必要のある事柄ですので、その点を補足説明で明確にしておいていただければと思います。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。倒産法部会の議論については私自身も記憶 をしているところでありますけれども、御指摘のように、かなりの議論があって、結局は 採用されなかったという経緯はあったかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 今の山本克己先生の御意見については、そのとおりかと思うのですけれども、 ただ、民事再生においては、再生管財人も自認義務はあるわけです。そこで会社更生で自 認義務が否定されたという立法経緯も十分承知はしているのですけれども、DIPではない再生管財人も自認義務があるというところもございますので、もう一度この自認義務については本格的に検討すべきではないかという考えもあって、発言しているところでございます。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

事務当局から何かございますか。

○脇村幹事 ありがとうございます。今頂きました御意見、またそこは中間試案の補足説明ではきちんとフォローしたいと思っております。その関係で、この権利を失うことを防ぐ制度につきまして御説明いただきましたので、恐らく【P】を外して、こういった記載をしていく方向で意見としては聴いた上で、補足説明等では、それに賛成する意見、反対する意見としても、恐らく根本的な反対の方もいらっしゃれば、改めて別途、検討すべきではないかということを含めた御意見かと思いましたので、そういったことは紹介させていただきたいと思います。

また、ここで権利を失うことを防ぐと書いていたのですが、恐らく破産者の債権届出がなくても同じように扱われるといいますか、同じ効果があるということからすると、もしかしたらもう少しまろやかな表現があるのかなという気もしておりますので、そこの若干の表現の工夫は少し私たちも考えたいと思いますが、今頂いた意見を前提として、そこは少し修文したいと思っております。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ここの部分は、ほかによろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は部会資料 5 ページの「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、この点につきまして事務当局から資料の説明をお願いいたします。

- ○森関係官 関係官の森でございます。こちらの論点につきましては、基本的にこれまでの 部会資料と同様の内容ではございますが、これまでの会議での御議論を踏まえ、その記載 ぶりを修正しております。(1)では、(注)において具体的な考え方を整理する形で記 載しております。(2)では、民事訴訟の同様のルールに関するものをアに記載し、破産 法特有のルールに関するものをイに記載して整理した上で、イにつきましては両論併記の 形としております。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。

ということで、前回の民事執行でしたかね、の議論での御意見を受けて、この(1)の(注)のところは、こういうふうにA-1、A-2、B-1、B-2、B-3と書いた方が意見を述べる方も選択しやすいと、これに賛成だということが言いやすいのではないかという御意見を踏まえて、こういう書きぶりにしているということですし、(2)については、アとイを分けた方が意見分布が明確になるのではないかというような御意見もあったということを踏まえて、このように修正を頂いているということで、ほかのところも恐らく今後、これと同じような書きぶりで統一していくということになろうかと思いますので、この点について何か御意見、御質問があれば、お出しを頂ければと思います。

○佐々木委員 B案のところの記載ですけれども、①、②、③がそれぞれ別の考え方として 書かれておりますが、多分、以前の議論の中では、少なくとも①と③の組合せのような御 提案というか、議論があったような気がしておりまして、今の記載に加えて、①、②、③ の組合せも考えられるというような記載をされてはどうかなと思いましたので、お話をさ せていただきました。

- **〇山本(和) 部会長** ありがとうございます。事務当局、いかがですか。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。恐らくこれまでの議論の中でも、執行に限らず、こういった議論をさせていただいた際に、一定の範囲については決めた上で、一定の範囲から外れたものであっても、申出があったときにはするという組合せがあるという御議論はあったかと思っております。それにつきまして、すみません、先に言いますと、(注)でこれ以上書くと若干、書き方が難しいことがございまして、補足説明等では、組合せとして①と③といった議論があったということは書かせていただきたいと思うのですが、このB案の中で組合せがあるというのを書くと少し、何といいますか、書けないので、そういった形でさせていただけると助かるかなというのが今のところ第一感でございます。申し訳ないです。
- **〇佐々木委員** 結構でございます。
- **〇山本(和)部会長** それでは、その点、補足説明で、そういう組合せもあり得るということは明示していただきたいと思います。
- ○植松幹事 ありがとうございます。イの破産法特有のルールの点ですけれども、甲案は書面等又は記録媒体の提出の場合だと思いますが、インターネットでの申立てや提出がなされた場合にも、この閲覧等の制限が申立てされた場合には、支障部分について書面に出力して、電子については消去するという措置をとるという考え方があると思いますので、それについても(注)のような形で、甲案を採用する場合にはそういったことも考えられるという記載を入れた方がいいのではないかと思いました。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございます。確かにという感じですが。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。甲案を採用した場合には、インターネットで来た場合でも紙で保管等をすることができるということは、家事等でもそういった議論をさせていただいておりますので、併せて書かせていただきたいと思います。申し訳ございません。ありがとうございます。
- **〇山本(和)部会長** そうですね、アの(注)に書かれているようなこと、ということです ね。御指摘ありがとうございました。そのように対応させていただくということです。 ほかにいかがでしょうか。
- ○小畑委員 (2)③の秘匿措置のところの関係の質問になるのですけれども、破産管財人はこの秘匿決定などがあった場合にどのような立場に立つのか、要するに、その秘匿内容について閲覧等をすることは当然できるべきだと思うのですけれども、そのような前提でよろしいのかどうかというところ、また、この秘匿決定があった場合に破産管財人が閲覧できるとすると、どのような方法で閲覧するということが予定されているかということを少し確認させていただければと思います。
- **〇山本(和)部会長** それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。民訴法ルール由来のものについて、③のうち、まず先に営業秘密、92条の方をお話しさせていただきますと、この民訴法92条が破産法で形式上準用されていた結果、その閲覧制限の対象といいますか、第三者の立場に破産管財人

が立つかどうかというのは一つの解釈論の問題ではないかと考えています。恐らく、文献等を見ますと、破産管財人については当事者的な扱いをするといいますか、閲覧制限の対象にならないという考え方が示されている文献もあるように考えておりまして、そういった意味では92条を準用し、いわゆる第三者閲覧制限した場合には、恐らく管財人も見られるということの解釈がされているケースが多いのか、解釈論ですけれども、されているのかなと思っています。

その場合に、とはいえ③のルールがそのまま適用されますと、これは紙媒体に保管することがあるということになりますので、閲覧等を管財人ができるとしても、電子的なインターネットを利用した閲覧等は、逆に言うと、できなくなってしまうということになってしまうのかなと、そういう意味で非電磁的記録としての閲覧、要するに裁判所に行くということになるのではないかと考えています。

元々民事訴訟法で営業秘密、有り体に言いますと知財とか特許とかを想定していたとき については、恐らく現在でも分離して保管をし、その当事者たちは紙媒体で必要なものは 受け取っている前提なので、別にそれについては紙で別途保管したとしても、インターネ ット利用とか問題ないのではないかということで規定させていただいているところでござ いますが、このまま行きますと結局、写しは一通取ってもらう、何か資料をもらった上で、 ない場合には裁判所に見に行っていただくということになるのではないかと思います。

あとii、iiiの当事者閲覧制限につきましては、これは基本的には破産管財人に対しても見せないという対象になってくるのかなと、破産管財人以外の人が秘匿制度を利用したケースだと思いますので、そうするとここについてはもちろん、なかなか破産管財人が直ちに見られないということだと思いますが、一方で取消しあるいは一部許可みたいな形で見られるというケースについても、そのときにはまた紙のものを見に行くということかなと思います。ただ、恐らくこのiiiで対象にしているものは相当限定的だろうと思いますので、破産管財人の方が実際に現場に見に行くということは実際には少ないだろうという前提ではあろうかと考えております。

- **〇小畑委員** ありがとうございました。当事者の閲覧制限のあった場合は、破産管財人も見られないというのが原則となって、閲覧の必要性があると判断した場合には、一部解除のような請求を行うという立て付けになるという理解でよろしいでしょうか。少しくどくて申し訳ありません。
- ○脇村幹事 恐らく当事者秘匿制度を一番使うのは、申立債権者のようなケースについて、あるかどうかあれなのですけれども、そういったときに申立債権者の氏名、住所等が場合によっては秘匿ということになった場合には、恐らく管財人はそれは見に行けないということになると思いますので、解除等があれば、それを見に行くということかなと思います。ただ、申立債権者がそういったケースが実際あるのかと言われるとあれですが、一応、法律上はそういうことかなと理解しておりました。
- **〇小畑委員** 承知しました。パブリック・コメントとして何か意見があるということではご ざいませんので、よろしくお願いいたします。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
- ○今川委員 小畑委員の質問された点なのですが、破産法においても民訴法132条の12

と132条の13の準用はあるという前提でよくて、秘匿事項の申立てがあったら決定があるまで、決定があったらそれ以後は当事者以外は見られないと、そういう立て付けに破産法もなっているという理解でよろしいのでしょうか。これは確認の意味の質問です。

- **〇脇村幹事** ありがとうございます。改正法ではそのような立て付けになっておりまして、 包括準用から外してませんので、正に先生のおっしゃったとおりの理解と考えております。
- **〇今川委員** ありがとうございました。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、続きまして、部会資料10-208ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」、この点につきまして部会資料の説明をお願いいたします。

- **〇森関係官** 関係官の森でございます。こちらにつきましては、従前の部会資料から内容の変更はございません。
- 〇山本(和) 部会長 ということですが、いかがでしょうか。何かございましたら。特段よろしいでしょうか。それでは、4の方に移りたいと思います。「期日におけるウェブ会議 及び電話会議の利用」ですね。事務当局から説明をお願いいたします。
- ○森関係官 関係官の森でございます。(1)口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋につきましては、これまでの資料と内容的な変更はございません。(2)債権調査期日及び(3)債権者集会の期日につきましても、基本的に変更はございませんが、先日の御議論を踏まえ、ウェブ会議を利用することを決定する際に一定の者の意見を聴くことに関する(注)の記載をいずれも修正しております。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 それでは、この点、御議論をお願いしたいと思いますが、佐々木委員、お願いいたします。
- ○佐々木委員 すみません。このゴシック体の表記の話なのですけれども、(1)のところで、民訴法87条の2及び187条を準用し、と書いてあるので、これを見れば、この口頭弁論期日とか審尋期日のところも、裁判所が相当と認めるときとか、当事者の意見を聴いてというのが要件になっているのが分かるのですけれども、ここにはそのものを記載されておりませんで、(2)の債権調査期日ですとか(3)の債権者集会の期日のところでは、それが書かれていて、意見を聴く、聴かないというのが(注)で書かれていたりするので、そことの対比として、(1)の方に明確に、裁判所が相当と認めるときとか、当事者の意見を聴くという要件があるということを書いた方が分かりやすいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。それでは、事務当局から。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。そうですね、少しそこを加筆できるかどうか、少し私たちの方で考えたいと思います。あわせて今、伺っていて、もし加筆する場合には恐らく、口頭弁論と審尋は少なくとも分けて書いた方が、ウェブと音声と書くと、口頭弁論は音声のみではなできないので、その辺、もしかしたら今、佐々木委員がおっしゃった修正をするに当たっては、分けた上で、審尋はさすがに二つ分けなくていいのかもしれないですけれども、口頭弁論の項目と審尋の項目に分けて、かつ、今おっしゃっていたように、相当とか意見を聴くというのを加筆するようなことを少し、ほかの部分も含めて併せて考えた

いと思います。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。佐々木委員、そのような形で修正を検討するということです。
- **〇佐々木委員** お願いいたします。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。(2)、(3)につきましては、基本的には意見は聴かないというか、聴くという規律は設けないという形を(注)で明らかにしたというところですが、特段ございませんでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は9ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」 について、この点につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

- ○森関係官 関係官の森でございます。電子化された事件記録の閲覧等の本文の内容につきましては、これまでの資料からの変更はございませんが、記載内容を条文に則した形で修正しております。
 - (注1) の①には、裁判所外端末を用いて閲覧等をすることができる者の範囲について、 (注1) の②には、裁判所外端末を用いていつでも閲覧等をすることができる者について、 それぞれ記載しておりますが、 (注1) の①につきましては、一定の者に限定すべきであるとの意見もございましたので、 (注2) を追記しております。 (注2) につきましては、 今回の部会資料ではペンディングとさせていただいておりますので、このような記載をするかどうか、記載をするとしてもどのような記載にするのかについて御意見を頂ければと思います。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、この5、記録閲覧等の点につきまして、どなたからでも御質問、御意見を御 自由にお出しいただければと思います。

- ○井下委員 (注2)の記載の要否でございますけれども、(注2)につきましては、債権者による裁判所外端末での閲覧は、非常に債権者にとって重要なものであると考えておりまして、金融機関としても債権者一般としても、除外されることは望ましいものではないと考えておるところです。また、ITの活用による利便性の向上という今回の大きな目的に鑑みても、望ましくないと考えておるところです。書記官なり裁判所なりが利害関係人の該当性を判断することもございますので、(注2)は記載しない方がよいと考えております。また、もし(注)という形で残すのであれば、今、説明の中で書かれている異論というものについても併記すべきであると、このように考えておるところでございます。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。(注2)について御意見を頂きましたが、 ほかにいかがでしょうか。
- ○小畑委員 今の点でございますけれども、(注2)の記載は、これは記載しないとなった場合には、債権者について従前から議論があった、一旦債権者と認められた場合はいつでも閲覧の対象にするという議論が(注)か何かで記載されるということになるのかどうかという点の確認が1点と、少しここから離れるのですが、裁判所外の端末を用いて閲覧できないとなると、そのカテゴリーの方々に対してはシステム送達ができないということになるのでしょうか。そこを少し確認したいと思います。
- **〇山本(和)部会長** それでは、2点、事務当局からお願いいたします。

○脇村幹事 すみません、脇村です。まず1点目につきましては、恐らくこの御検討の結果 どうするかという話かと思いまして、選択肢としては(注2)も書かないし、今、小畑先生がおっしゃったものも書かないという選択肢、逆に、(注2)を消した上で、より積極的にいつでも閲覧のことについても触れるべきだということで、そちらを書くという案、もう一つは、恐らく両方書くといいますか、積極的に一部の債権者についてはいつでも閲覧を検討すべきであるという考え方を付記した上で、恐らく、それらの考え方と別に、特に債権者についてはそもそも裁判所外端末については認めるべきではないということを書く、全部書くというパターンと、三つあるのかなと思っています。恐らく、今の小畑先生の御意見としては、少なくとも今、説明にあるいつでも閲覧の検討については、それは書くべきではないかという御意見かと思いますので、パブリック・コメントに際してそういったことを書くということで、特によろしければ、書かせていただければいいのではないかと思っています。

もう一つ、記録の閲覧に関するシステム送達といいますか、電磁的送達については、端末を認めなかったケースでどうするのかについて、恐らく両方の議論があるのかなという気がいたします。恐らく送達の場面では、厳密に言えばこの記録の閲覧そのものが根拠規定ではなく、送達が根拠規定だという整理をするのであれば、一般的に裁判所外端末について閲覧ができなかったとしても、システム送達のケースだけは認めるということもあるのだろうと思います。ただ、恐らく問題としては、そもそもそういった一般的に認められない人にそういうことをしていいのかという問題があろうかと思いますので、論理的には区別できるとしても、そういったシステム的な送達を考えるのであれば、やはり一般的な閲覧も外すべきではないという意見が恐らく出てくるのではないかとは思っています。個人的には、そういう意味では選択肢としてはいろいろあるのかなとは思っているところです。

- **〇小畑委員** ありがとうございました。前者について、(注2)を削除して、いつでも閲覧 の規律を入れていただきたいというのが私の意見でございます。よろしくお願いいたしま す
- **〇山本(和)部会長** はい、分かりました。 ほかにいかがでしょうか。
- ○今川委員 私の方は、(注2)といつでも閲覧、今、届出債権者であるということを疎明すれば利害関係人になって、閲覧ができるという実務運用もされているので、(注2)をそのまま残していただくとともに、届出債権者等についてはいつでも閲覧もできるというような、先ほど参事官の方から説明があった、両方書くというふうでお願いしたいと、このように思っております。
- **〇山本(和)部会長** 確認ですが、(注2)もこのままの形で残すという御趣旨でしたか。
- ○今川委員 はい、そういう趣旨です。
- 〇山本(和)部会長 分かりました。
 ほかにいかがでしょうか。特段ございませんか。
 事務当局から何かありますか。
- **〇脇村幹事** 脇村です。そういたしますと、今、いろいろな御意見がございましたので、パブリック・コメントの段階で全て一本化するということまでは、ということかなというこ

とだとすると、例えばですけれども、今、(注1)の後に新たな(注2)として、一定の 債権者、恐らく例示としては届出をした破産債権者などということだと思うのですけれど も、それに限らず、恐らく財団債権をどうするか、ありますが、そういった一定の債権者 について、事件の係属中いつでも認める方策について検討すべきであるとの考え方がある というのを書いた上で、今、(注2)になっていますけれども、これを(注3)にした上で、恐らく、これはその意味で(注1)、(注2)に対する異論といいますか反対意見だ という位置付けだと思いますので、(注1)の①及び(注2)とは別にとか、そういったことにして、そもそも絞るべきだという意見があるということを書くというのが、恐らく全部書くというとそういうふうになるのかなと思います。恐らくそう書けば、先生がおっしゃったとおり、(注3)的な考え方が、別にそれだけが考え方ではないということも出てくるので、異論を書いたことといいますか、両方書いたということも分かりやすいかなと今、伺っていて、思いましたので、よろしければ、そんな感じでいいかなと個人的には思っています。

- 〇山本(和) 部会長 いかがでしょうか。修正提案というか、がありましたけれども、井下 委員の先ほどの御意見も、それで一応カバーはされていると理解してよろしいですかね。
- **〇井下委員** はい、結構でございます。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- **〇井下委員** いずれにしても、もし、今、届出をしないと利害関係人として認められないという運用がなされており、裁判所外端末で見ることができるかにつき現状と比べて債権者だけが不利益を受けるわけではないのであれば、よろしいのではないかと思います。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。今の点以外でも結構ですけれども、記録閲覧の部分。

よろしいでしょうか。それでは、この部分は、先ほど脇村さんから口頭で修文案が出ていましたけれども、次回、紙になったものについて更に御確認を頂きたいと思いますけれども、一応そういう方向で検討を進めるということにしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、今度は部会資料10ページの「6 送達」と、11ページの「7 公告」ですね、この二つは関連し合っているテーマでありますので、併せて御議論を頂きたいと思います。まず、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。送達と公告につきましては、これまで同一の項目で整理しておりましたが、今回の資料では分けて記載しております。「6 送達」の内容につきましては、従前の資料から変更はございませんが、先日の御議論を踏まえ(前注)を追記しております。

「7 公告」につきましては、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によることについて、甲案と乙案の両論併記の形として記載しております。また、先日の御議論を踏まえ、 (注1)及び(注2)を追記しております。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、6、7とありますが、どちらからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

○河村委員 ありがとうございます。7の公告のところについてなのですけれども、消費者 団体の方なんかにも、(注2)に書いてありますような、破産者のプライバシーにおいて

問題が起きているという現状についての情報が入ってきています。そういう観点から見ると、もう少し、せっかくの機会なので、個人情報保護とかプライバシー侵害の防止とか、破産した人の経済、生活の再生の機会を確保するという視点で考える必要があると思っています。私は消費者、市民の代表として、個人の権利を守る立場でここに来ていますので、今の(注2)の書き方では、せっかくこういう機会があって、パブコメにもかけられるということなので、できれば法人破産と個人破産を分けて考えるということと、個人の破産については官報への掲載を廃止して、よりプライバシーが守られるような方法で公告する、あるいはもっと具体的には、官報への掲載を廃止して、何か別の例であったと思いますけれども、裁判所に掲示するか、裁判所に設置した端末で閲覧できるというような、個人破産については限定した方法にするという考え方があると(注2)に書いていただきたいと思います。そうすると、パブリック・コメントでも、それに賛成するという意見を出すことができると思います。なかなかほかのところでこういう変更が進められるのもすぐには難しいとすれば、この機会に、もう少し選択肢を膨らませていただけたらという意見を持っております。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局から何か今の時点で。
- **〇脇村幹事** ありがとうございます。官報の廃止は(注1)にあるのですけれども、(注2)に別途書いた方がいいという感じですかね。その辺、もし、今伺っていて。
- ○河村委員 すみません、ウェブサイトに掲載する方法を採ること自体が私の意見の中にないので(注1)とは全く異なります。個人の破産については、まず官報をやめた方がいいのではないかと、ほかの委員の方からも意見があったと思います。個人の破産については官報をやめて、ウェブサイトではなくて、何かもっと拡散されないような情報にするべきで、具体的には、ほかのケースであったと思いますけれども、裁判所に掲示する、あるいは裁判所の端末で閲覧というような、だから、官報をやめて、プラス、ウェブサイトではなくて別の方法という考え方があるということです。それも個人破産についてはということです。そういう意見です。
- **〇脇村幹事** 分かりました。そうしますと、どうしたらいいですかね、恐らく(注1)と(注2)を。
- ○河村委員 すみません、(注1)は個人破産のことに限定したことを書いていませんから、 (注2)を、例えば膨らますみたいな感じではないかと思っております。
- ○脇村幹事 恐らく(注1)、(注2)、併存して書くのか、(注1)も恐らく、ウェブサイト掲載で官報の御意見の中にも、個人のことを想定していらっしゃる方がもしかしていらっしゃるのかなと思ったので、どうしようかなと思ったのが、少しあれだったのですけれども、(注2)に、特に個人破産みたいなことを入れた上で、おっしゃったこととしては、平たくいうと公告の廃止なのですよね、現状の公告をやめて、みたいなことを膨らませて書けないかということかなと思いますので、恐らく。
- **〇山本(和)部会長** 現在の破産のような公告ではなくて、民事執行とか、何かそういう、 裁判所だけに掲示したりという公告みたいな。
- **○脇村幹事** 恐らくそういう意味では、広く社会に知らしめるのではなくて、もう少し狭い 範囲に絞るべきではないかということが、この保護の在り方の一つとして検討できるよう なことが書ければいいのではないかという御趣旨かと思いましたので、少しそんな形で。

恐らくそれについては、そういった債権者の立場からすると、見に行けないと破産の事実が分からないということで、もちろん反対の意見はあるのかもしれないのですけれども、一方で、個人破産に特化してそういった議論をすべきではないかという御意見があるというのは、委員のおっしゃるとおりだと思いますので、その是非はともかくとして、その問題点が分かるような形で少し、クローズドの世界でしかしないみたいなことを検討すべきではないかということが分かるようなフレーズに直すということを、もしよろしければ、考えたいと思います。もちろんそれに対しては、先ほど言いましたとおり、恐らく反対の立場の方もいらっしゃると思いますので、書くことの是非、あるいは、仮に書くとしても、こういった点から補足説明等で、そういったことについては慎重に検討しなければいけないということがあれば、今言っていただければ、あるいは次回でも結構かもしれませんけれども、言っていただければ、そういったことも併せて補足説明では書きたいと思います。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。河村委員、そういうような扱いでよろしいでしょうか。
- ○河村委員 はい、是非よろしくお願いいたします。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 ほかに。
- 〇小澤委員 今の関連で補足説明に盛り込んでいただきたいという点が1点ありまして、同 じような話で恐縮なのですが、以前、破産手続における官報公告の実務上の弊害について 申し上げた次第でございまして、破産法における公告制度の趣旨目的などを勘案しますと、 同時廃止事件とその他を分別して考えるのが妥当だという趣旨を申し上げました。債権者 の権利行使機会の確保という点からすれば、同時廃止事件については免責許可の決定の効 力との兼ね合いで、相対的に公告の必要性が減ずるものと整理できるかと思いましたので、 できることならその旨の補足説明を触れておいていただければというのが1点と、(注2) についての記載ぶりについては、管財事件等では現行法の法体系を前提とすれば公告自体 の必要性は認められるものの、官報であってもインターネットを用いた拡散が容易となっ ているIT環境、すなわち、一度公開された情報のコントロールが困難となっている状況 を踏まえまして、プライバシーの観点に留意しつつ、破産者に関する公告事項については 見直しを検討することが相当であるという趣旨で、恐らく(注2)を設けてくださったも のと理解しています。そうであれば、(注2)についての問題点を一層明らかにする意味 で、更に具体的に、例えばですが、公告の在り方を検討するに際しては、破産者のプライ バシー情報がインターネット上に掲載されている問題を踏まえ、従来の公告方法にとらわ れず、公告媒体や公告事項などを含めて検討するべきであるとの考え方がある、などとい う記載がよいのではないかという意見でございます。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局から何かありますか。
- ○脇村幹事 恐らく、今、河村委員あるいは小澤委員のお話があったとおり、個人について特に何か、広く知らしめる方向ではない、広く知らしめるという言い方はあれかもしれませんけれども、より狭い形での、それを公告といっていいかという問題はあるのかもしれませんけれども、公示方法といいますか、を検討すべきではないかというお話を頂いたので、そういったことがうまく表現できるか、少し考えたいと思います。
 - 一方で、今この公告については、わざわざ官報に載せている、あるいはそういったこと

をしておりますのは、恐らく広く一般の債権者に影響を与えたりですとか、公告による善意、悪意の推定とか、そういった、正に一般的に知らしめているのだということをもって担保していることがありますので、検討するに際してはそういったこととの兼ね合いをどう考えるべきなのか、あるいは場合によってはその破産の効果自体を変えていかないといけないのではないかという議論もあるのだろうと思います。ただ、そういったことも含めつも、今よりも何か方法を見いだせないかという御意見を頂いたということだと思いますので、パブリック・コメントに際しては、そういった御意見についても意見を伺えるような形で、何かそういった方向で記載をしていった上で、最終的にはパブリック・コメントを踏まえて、この部会として話ができる問題なのか、そもそも破産のそういった効果に及ぼすということであれば、別途、破産法の全体の見直しをした上で考えるべき問題なのかという仕分けなどをしていくことになるのではないかと思いますので、いずれにしてもそういったことがこの部会の今、議論の俎上というか、意見として出ていることが分かるような修文を、まずは中間試案についてはさせていただいた上で、補足説明についても先ほど言ったようなことを書くのかなということを今、イメージしております。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、今の点でも別の点でも結構ですが、送達、公告の点、御意見があればお伺い したいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- ○小畑委員 公告の方法に関してなのですけれども、破産者のプライバシー保護の在り方について広く議論がなされておりまして、この公告との関係でここをどうするかということについては、まだまだ議論の途上ということでもございますので、(注)としては、破産者のプライバシー保護の在り方ということにして、補足説明で、公告方法について様々な意見が述べられているというような形ではないか、現時点では議論の中ではそういう段階ではないかと思っています。また、逆に言うと、破産法における公告の機能という問題もありますので、その辺が両方分かるような形で、補足説明で少し記載をしていただくということが必要かなと思っています。
- 〇山本(和)部会長ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。事務当局もよろしいですか。
- ○脇村幹事 はい、うまく、そういう意味で(注)で書くしかない話ではないかというのは正直、今思っているところでございまして、本当はそこで両論といいますか、どちらの問題にも目配りしてやらないといけないということが卒然と分かるようなことを書ければいいなと今、理想的には思っているのですが、少し、考えさせてください。いずれにしても、一方の考え方を書いたとしても、公告の効能といいますか効果、あるいは破産法の中の位置付けを踏まえて検討しないといけないということ、それはなかなか難しい問題があるのだということは、補足説明では必ず書かないといけないことだという御趣旨だと思いますので、そこは書かせていただくのですが、プラスして、そもそも本文に何か書けないかは少し考えたいと思います。恐らく、まだ確実に方向性が決まった話ではないということが分かる、うまく、少し考えます。すみません。
- **〇山本(和)部会長** なかなか事務当局も大変な作業かもしれませんが、次回までにお考え

を頂ければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。 6 及び 7 につきましてはこの程度にさせていただいて、 続きまして、部会資料 1 2 ページの「8 その他」ですね、この点について事務当局から 説明をお願いいたします。

- ○森関係官 関係官の森でございます。(注1)の内容につきましては、これまでの資料と変更はございません。(注2)及び(注3)につきましては、これまでの民事執行法等の部会資料と合わせる形で追記しております。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 ということで、横並び的な形で(注2)、(注3)というのを今回、付け加えたという ことですが、いかがでしょうか。
- **〇山本(克)委員** ありがとうございます。ここというより本来、1(1)、2ページのところでお伺いすべき点だったと思うのですが、後から気付いてしまいましたので、今ここで御質問させていただきたいと思います。

債権調査において、届出債権者あるいは破産者が書面で異議を述べるということが許されているわけですが、その異議というのは2ページの1 (1) の申述の中に入るというふうな理解でよろしいのでしょうか。もし入っていないのだとすれば、どこかで書き出した方がいいような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

- 〇山本(和) 部会長 それでは、事務当局からお願いいたします。
- **〇脇村幹事** 我々の理解としては、この申述、かなり広い概念だと思っておりますので、入るというふうな理解でしておりました。
- **〇山本(克)委員** それなら結構ですが、それもどこか補足説明で書いておいていただいた 方が、紛れがないのではないかと思います。お願いします。
- **〇山本(和)部会長** 御指摘ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか、その他の点で。
- ○今川委員 (注3) なのですけれども、改正民訴法のときにも書記官の権限をどうするかということで具体的な事例が挙がって、それについて日弁連等、いろいろなところから意見が出たと思うのですが、(注3) の書き方、家事にもそうなっておりますけれども、これだと何について意見を申し上げるのか少し分かりづらいので、裁判所の書記官権限の見直しということが書いてあるのですが、それが民訴法の改正を踏まえてと書いてあると、民訴法の改正では担保取消しとかそういうことが議論になっていたように思いますので、少しその点を明確にしていただく方がいいのではないかと、このように思っております。よろしくお願いいたします。
- 〇山本(和) 部会長 ありがとうございました。事務当局のあれとしては、まだそういう何か明確な提案みたいなものが必ずしも出てきていない中で、何かもし世の中全体からそういうあれが指摘をされれば考えようというような、何かキャッチオール条項的な趣旨で書いているのかなと思うのですけれども、事務当局、いかがですか。
- O脇村幹事 恐らく現時点で何か、絶対にこれを検討すべきだということが今あるかと言われますと、それは正直言うと、ないということかと思います。そういった意味で、パブリック・コメントの機会でございますので、私たちも含めて気付いていないことがあるのであれば教えていただきたいという趣旨で書かせていただきました。そういった意味で、補

足説明等では一応、書記官権限の話を書いていますけれども、それに限らず何か気付いたことはありますかということを広くお伺いする趣旨ですということは説明させていただきたいと思っています。恐らく現時点で、絶対これとか、民訴のときのように、かっちりこれを検討しようというものがあるかと言われますと、すみません、持ち合わせていないのが正直なところです。

- **〇今川委員** よく分かりました。了解いたしました。民事執行のときでは、売却許可決定の 期日の変更でしたか、それを書記官権限にしてはどうかというのが最高裁の方から出たと いうのは理解しております。ありがとうございました。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- **〇杉山幹事** 8の(注1)というより、本当は4のところで述べるべきだったのですが、少し戻ってもよろしいでしょうか。

4の債権調査期日とか、あるいは債権者集会期日のところで、一定の者の意見を聴かないものとすると断言する形で(注)が入っているのですけれども、ほかの手続、例えば執行の配当期日などでも当事者の意見を聴くという形で中間試案を出す予定ですが、なぜ破産のときだけ、確かに人数も多いですし、意見を聴く対象はかなり広がり得る可能性があるのですけれども、誰の意見も聴かなくてもいいのかというのはやや疑問にも感じております。当事者の意見を聴くことも可能である旨の記述を(注)で残していただく方が、今の段階ではいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

- **〇山本(和)部会長** それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。
- ○脇村幹事 恐らくこの部会の議論として、4の(2)、(3)は、聴いてはいけないというか、聴かないという実際のことを書いているというよりは、規律として絶対聴かなければならないですよということは置かないでおこうということを書かせていただいたつもりでございます。恐らく前回、前々回で、では聴かないのですかというケースについては、もちろん場合によってといいますか事案によって、そういったことを聴くこと自体を妨げるものではないということを前提にすべきではないかという御意見も、ここだったのか執行だったのか若干、最近記憶があれなのですけれども、そういった意味で、ここの趣旨としては、法律上、義務的な意見聴取の規定を置かないということにすぎないということ思いますので、私としましては、この趣旨はそういったものですということは補足等では必ず書かせていただこうと思いますのが、恐らくこの書き方でも、規定を置かないということで、恐らくその辺も含めて、何とか大丈夫ではないかと今のところは思っております。
- **〇山本(和)部会長** いかがでしょうか。少し先ほどの私のまとめの言葉がよくなかったかもしれないですが、聴かないということではなくて、聴いてもいいけれども、聴かなければならないものではないと、そういう趣旨だということですが、杉山さん、いかがですか。
- **〇杉山幹事** 分かりました。その旨が伝わるような説明をしていただければと思います。
- **〇山本(和)部会長** それでは、補足説明で誤解が生じないようにしたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、破産は以上ですが、続きまして、13ページの第4、民事再生、会社更生、 特別清算と、その他の倒産手続ですね、この部分につきまして事務当局から説明をお願い いたします。

〇森関係官 関係官の森でございます。この項目につきましては、これまでの部会資料と同

様の内容でございますが、第5回会議における御意見を踏まえ、(注)を追記しております。

- **〇山本(和)部会長** ということで、再生債務者の取扱いについて前回、御指摘があったということで、(注)においてそれを明文化したというところですけれども、この点につきまして、どなたからでも御発言いただければと思います。
- ○笠井委員 ありがとうございます。今の(注)のところなのですけれども、破産管財人等の規律は再生債務者には妥当しないとの考え方があるという表現になっていて、表現の仕方はなかなか難しいのですけれども、むしろ妥当するのが当たり前で、妥当しないという見方もありますねというような程度にも読めるところです。ここで、破産管財人等の規律は、第3の1の(2)及び(3)と書いてあって、(3)の方は、4ページですけれども、債権届出で、裁判所の決定が要るので別に害はないかなという感じはするのですけれども、(2)のインターネットを用いてする申立ての義務付けの話を、本人の再生債務者についてまで当然に義務化するかのように読まれるおそれがあるのではないかと、これを読んだときに思ったのです。ですから、少しその辺りについては表現を留意していただくか、あるいは補足説明で何か書いていただくか、するのがいいと思いました。再生債務者の申立代理人はもちろんインターネットでやるのでしょうけれども、本人再生債務者まで義務化するという話には恐らくならないと思いますので、少しその辺りについて留意いただきたいと思いました。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局、いかがですか。
- O脇村幹事 おっしゃるとおり、この13ページの記載は第3の1の(2)と(3)を一緒に書いてしまったことが、何となく濃淡がはっきりしないことかと思いますので、少し考えたいと思います。今、中吉委員も手を挙げていらっしゃるので、もしかしたら関連するのだったら、それを聞いた上で少し私も考えます。すみません。
- **〇山本(和)部会長**分かりました。それでは、中吉委員、お願いいたします。
- 〇中吉委員 すみません、関連することでお答えしようと思って手を挙げたわけではないので、もし事務当局の方でまたお答えされるのであれば、その後で結構なのでございますが。
- **〇山本(和)部会長** そうですか。では、脇村さん、続けてください。
- ○脇村幹事 すみません、では私の方で。今伺っていて、そもそも前回少し、私も含めて、そこをお話しさせていただいたように書かせていただきました。ただ、確かにおっしゃるとおり、義務化に関しては恐らく、考え方があるといえばそちらでしょうというのが大勢かな、義務化を絞るという説に立つ方であれば、そうだということでしょうし、債権届出と破産管財人の問題についても、恐らくあちらの議論が法的構成も含めてまだきちんとしていない段階で、そうであれば、考え方がある程度で書いておくべきかなというぐらいに思っていたところでした。

ただ、今、私の方でしゃべりながら考えていたのは、そういったことであれば、別に (注)で書く必要もないのではないかという気もだんだんしてきまして、恐らく義務化に ついてはもう妥当しないという考えの前提で議論をしていた、その説に立つのであれば、 していたということの御紹介と、債権届出についての議論も、恐らく元々破産の方につい ては裁判所が選任した人を前提に一応、議論をしていたことからすると、その延長線上と しては、この再生でも管財人の話で、再生債務者では論理的には直ちには直接影響しない といいますか、そうなるわけではないのだけれども、ということを、最終的にはいろいろな破産、債権届出の議論を踏まえて検討すべき事柄ですかね、みたいなことを紹介するぐらいの方がもしかしたら穏当かなと、今しゃべっていて思いました。すみません。

- 〇山本(和) 部会長 笠井委員、よろしいでしょうか。
- ○笠井委員 はい、もちろん結構です。ありがとうございました。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- ○中吉委員 債権届出の提出先の議論に関して、実務の紹介ということになりますけれども、東京地裁の運用は、管財事件につきましては管財人を提出先にさせていただいて、その後、管財人経由で裁判所の方に御提出いただくという運用でやっております。民事再生も実は同じでございまして、特段の事情がない限りは、再生債務者代理人に債権届出を提出していただいて、再生債務者代理人の方から裁判所に提出いただくということをしております。それはなぜかというと、債権届出の後に認否がございますので、いずれ再生債務者の手元にも債権届出が行くということもございますし、あるいは、再生債務者というのは元々立場が違うという御指摘がございましたけれども、公平誠実義務や、監督委員の監督を受けるといったいろいろな制度的な担保がある中で、届出先にすること自体は構わないのではないかと、しかも、それによって順調に手続を進められるというようなメリットも大きゅうございますので、そういった観点から、私どもとしては大変有用な運用だと思って、やっているところでございます。そういうことで、もし仮にこの(注)の記載をなさるのであれば、そのような運用が行われているということにつきましても何らかの形で触れていただくようにしていただければと思っているところでございます。
- 〇山本(和) 部会長 ありがとうございました。それでは、そういう実務の運用の御紹介も 踏まえて、(注)という形にするのか、補足説明に全体として落とすのかということも含 めて、あるいはその記載ぶりも含めて、お考えを頂ければと思います。

ほかに、この第4の部分、いかがでしょうか。

- ○杉山幹事 幹事の杉山です。申立ての義務化の話と、あと債権届出先の話を切り分けて考えるという方がいいと思っています。申立ての義務化の話ですと、ほかの手続でも、裁判所に選任された機関をどうしたらいいのかという問題があり、例えば監督委員の否認の請求など、オンラインでの申立てを義務付けなくてもいいのかという問題も残っていたりするので、管財人にのみ妥当し、という(注)の表現は、申立ての義務化に関しては、とりあえず削除するか、もう少し広がる余地を残すような表現にしていただくのがよいのではないかと思います。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。そういう意味で考えますと、やはり(注)で何か端的に書くというよりは、少し説明をした方がいいかなと思いますので、もちろん裁判所の選任した者についてどうするか、一般的な議論として今、されている一方で、ここで書きたかったのは、正に管財人という業務に着目して規律を置く場合に、再生も同じですかということの議論は、仮にするとしてもその限度ではないでしょうか、ということかと思いますので、そういったことを書きつつ、恐らく届出と管財人の関係につきましては、破産の延長でできるとすれば、それは再生手続における管財人が基本なのでしょうけれども、多分それとは別の問題として、再生手続固有の問題として、再生債務者の役割というか、機

能というか、そういったことを踏まえた検討もできるのではないか、実際、実務でやっているしということを、恐らくきちんと書こうとすると(注)では書きづらいなというのが分かってきましたので、少し工夫して、(注)もどちらかというと外す方向の方がいいのかなというか、逆に誤解を生むかもしれないなというのは少し思ってきましたので、考えたいと思います。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第4の部分は、この(注)を残すかどうかも含めて、(注)を落とした場合に補足説明である程度詳細にこの論点を、この論点自体は非常に重要な論点だと思いますので、それについても意見が出てくるような形で御工夫を頂ければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。よろしければ、これで倒産関係の話は一応、審議を頂いたことになりますので、続きまして、13ページの「第8 人事訴訟」の方に移りたいと思います。まず、「1 裁判所に対する申立て等」について、この点につきまして事務当局から説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 関係官の大庭でございます。御説明いたします。第8の1につきましては、字句についてはほかの手続のところと平仄を合わせ、また、今回の資料は中間試案のたたき台ということで、試案として記載をする形式にしておりますが、内容については部会資料8の第1の1から特段変更はございません。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、この点につきまして御意見、御質問等があれば、お出しを頂きたいと思います。

特段の変更はないということですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続きまして、今度は「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、 この点についての説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。2についても、内容としては部会資料8の第1の2と基本的に同様でございますが、(1)民事訴訟のルールの適用で、民訴法のルールを記載しています。事実の調査に係る提出書面等については、(1)③iiiのルールでは紙による保管が認められませんが、そのことを前提に、16ページの(2)人訴法特有のルールの記載のような規律を設けるかどうかについて、パブリック・コメントで広く御意見をお伺いしたいと考えているところでございます。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。それでは、この点につきまして、(1)、(2)は区別しませんので、どの点からでも御質問、御意見等を御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見はないようですので、続きまして、今度は部会資料17ページ「3 裁判書等及び報告書の電子化」、この部分について御説明をお願いいたします。

- **○大庭関係官** 御説明いたします。3につきましては、従前の部会資料の内容から特段変更はございません。
- **〇山本(和)部会長** 特段の変更はないということですが、御確認を頂ければと思います。 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今度は同じく17ページ「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、この点の説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。4について、(1)当事者の陳述を聴く審問期日では、 当事者双方に異議がない場合のみ電話会議も可能とする考え方につきまして、乙案を原則 とするものとして(注)で記載することとしております。また、18ページですが、(2) 参与員の立会い、期日参加等のところでございますが、現行法上、人訴法の参与員は意見 を述べること自体は期日外ですることが想定されておりますので、立会いにつきウェブ会 議等を認めるかどうかに着目した記載にしております。また、従前御意見を頂いておりま した電話会議の方法を認めないとする考え方につきまして、(注)として記載することと いたしました。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。

それでは、これも(1)、(2)とありますけれども、どちらでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

いかがでしょう、特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は部会資料18ページの「5 和解調書等の送達」、この 点について説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。5につきましては、本文の内容は従前の部会資料と同様でございますが、(注)で、郵便費用を申立て手数料に組み込み一本化することを併せて実現することを提案するものであるということを記載することとしております。
- 〇山本(和)部会長 いかがでしょうか。この(注)で、ほかのところでもあったかと思いますが、この一本化と併せて実現するということを明示したということですが、御質問、 御意見があればお願いしたいと思いますが、この点もよろしいですか。

それでは、続きまして、今度は19ページ「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」、この点の説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。6については、20ページからになりますが、(2)事実の調査に係る部分の閲覧等につきまして、いつでも閲覧等を可能とするための方策について、アの(注2)で、従前頂いておりました御意見も踏まえ、許可の在り方としてどのような考え方があるかといったところを記載し、また、従前の部会資料では主に家事事件の記録の閲覧等のところで取り上げておりました、自己が提出したものの閲覧等につき裁判所の許可を不要とすることについて、21ページのイとして記載することとしております。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、これも(1)、(2)、更にア、イとありますけれども、特段区別はしませんので、どの点でも結構ですので、お気付きの点を御指摘いただければと思います。

○戸苅幹事 事実の調査に係る部分の閲覧等の記載の関係でございますが、人事訴訟と家事事件の規律の平仄を合わせるという観点から、家事事件の方にあります32ページの7(2)の(注2)をこの人訴の部分にも記載を加えていただくことを検討いただけないかということでございます。つまり、弁護士が訴訟代理人として選任されていて、提出書面等の内容が他の当事者に閲覧等されても問題ないものと想定される当事者の提出書面の閲覧等につき、あらかじめ許可を与えることについて、人事訴訟については現在の案では、

法改正は検討せず運用で対応するとの考え方のみ記載されているところでございますが、 家事事件のところの32ページの記載と同様に、法改正の要否も含めて、是非パブリック・コメントに付していただきたいと考えております。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局、いかがでしょうか。
- **O脇村幹事** そうですね、人訴と家事で最終的には規律としてはそろってくる部分もあるとは思います。実際上どこまでやるのかで差を設けた方がいいかなと少し思いつつも、こうしていましたが、確かに(注2)は書いていますので、少しバランスが悪い気がしますので、両方書く方向で、よろしければ書かせていただきたいと思います。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。それでは、そのように対応していただければと思います。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。今おっしゃったところなのですけれども、20ページの(注2)について、家事の方では(注)の方に入っていますが、人訴では訴訟代理人が選任されている場合の記載が(説明)に記載されていますので、この(注2)だけを読んだときに、一定の場合とか一定範囲とは、どういったものが該当するのかというのが少し分かりにくいかなと思います。今の最高裁の御発言で、運用面だけでなく、法改正ということも含めて、プラスして聴くということであれば、この一定の場合というのがどういう場合があるのかというのを明記した上で、運用として認める、プラス法改正で許可を得ないということも認める、そこを二つ重ねてお聴きになった方が御意見として出てきやすいのではないかと思います。それが1点です。

それと、19ページの説明の下のところに、「差し当たり(注)として、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求できる範囲を当事者に限定するかどうかについて記載はしない」と書かれており、「記載の是非については改めて検討することが考えられる」とある点についての意見ですが、人訴に関しては、やはり原則、公開ということもありますので、こういった意見はあるかもしれないですけれども、個人的には(注)としての記載は不要ではないかと考えています。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局、よろしいですか。
- 〇脇村幹事 はい。
- 〇山本(和) 部会長 ありがとうございました。 ほかに、訴訟記録の閲覧の部分、いかがでしょうか。
- ○今川委員 少し確認なのですが、20ページの(注2)と31ページの(注2)の許可の 在り方というのは、飽くまでも運用のことをお聴きになっているのかなと思っていたので すが、法律改正するというようなことも前提となっているのでしょうか。例えば、訴訟代 理人が付いている場合で、閲覧させても問題ないという場合については、相手方も閲覧で きる、しかし当事者本人はそういうことはできないというのは何となく、法律論としたら 少しどうかなと思いましたので、質問をいたしました。
- **〇山本(和)部会長** それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。
- ○脇村幹事 家事も同じ話があるのですが、まず、人訴法20ページの(2)の(注2)につきましては、これは運用の話しか書いていないという前提で書いています。この趣旨は、(注2)の一番最初に、法律上許可を要するとの規律を維持した上でというのを書いたのは、そのことを表現しようかなと思ったところです。一方で、先ほど戸苅幹事がおっしゃ

っていたのは、イの法律改正をするかどうかの項目に、別に法律改正の議論も書いてほしい、書けばいいではないかという御意見を頂いたということでございまして、家事もそういった意味で運用の話と法律改正、両方書いていたので、そこが分かるような形で書いたらいいのではないかと今のところは思っているところです。少なくとも運用と法律では、正に今川先生がおっしゃった、意見の分布が恐らく違ってくると思いますので、そこは意識した上で書きたいと思っています。

- **〇今川委員** はい、分かりました。ありがとうございます。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この部分は家事の記載との平仄を合わせるような形で修正を頂くということ になったかと思います。

続きまして、今度は部会資料22ページの「7 送達」の部分ですね、この部分について部会資料の説明をお願いいたします。

- **○大庭関係官** 御説明いたします。 7 につきましては、内容としては従前の部会資料から特 段変更はございません。
- **〇山本(和)部会長** いかがでしょうか。特段の変更はないということですが、よろしゅう ございましょうか。

それでは、続きまして「8 その他」について、御説明をお願いいたします。

- **○大庭関係官** 御説明いたします。8では、破産手続と同様、(注3)の記載を追加したところでございました。
- **〇山本(和)部会長** いかがでしょうか、その他のところ。 特段ございませんか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 〇山本(克)委員 すみません、少し出し遅れで。14ページの一番上の(2)のところですが、検察官が当事者になる場合の検察官はどうかという問題があると思うのですが、その辺りはどうすればよろしいのでしょうか。検察官は代理人ではないわけですが、当事者として、やはり公的な地位にある方がどう在るべきかという問題は考えておかなくてはいけないような気がするのですけれども。
- 〇山本(和)部会長 事務当局はこの点、お考えがあれば。
- ○脇村幹事 すみません、これまで話題にもなっていたような気がしていた一方で、法律的にここに掲げることまでの御意見を頂いていなかったのかなと思います。恐らく、いずれにしても代理人ではないというところに着目すると若干毛色が違う話ではないかと思いつつも、今の山本先生からの御意見は恐らく、基本的にはインターネットでやっていくべきではないかという御意見かと思います。現時点でここに直ちに書くというのは難しい点はあるかもしれないのですが、今頂いた御意見があったことは補足説明でも紹介させていただきます。
- **〇山本(克)委員** ありがとうございます。それで結構です。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、「第9 家事事件」の「1 裁判所に対する申立て等」の方に入りたいと思います。事務当局から資料の説明をお願いいたします。

〇大庭関係官 御説明いたします。第9の1に関しては、まず、(1)インターネットを用

いてする申立て等の可否の(注)で、御意見を頂いておりましたフォーマット入力方式の 検討について記載をすることとしております。また、23ページの(2)インターネット を用いてする申立て等の義務付けにつきましては、成年後見人等や相続財産管理人などの 家事事件手続において裁判所から選任された者につきまして、御意見を踏まえ、本文のイ で甲案と乙案を併記する形で記載することとしております。

- 〇山本(和) 部会長 ありがとうございました。
 - それでは、(1)、(2)、いずれについてでも結構ですので、お気付きの点、御指摘を頂ければと思います。
- ○櫻井委員 ありがとうございます。1の(注)について、(注)に入れていただいてありがとうございます。ここで、現時点でどういった事件を想定しているのかというと、たとえば定型的な申立て、書式等を使っての申立てが可能なものというイメージを持っているのですが、一定の事件の類型というのが一体どういうものなのか、その範囲が広いのか、すごく狭いのかによって意見が異なるというような話がほかの弁護士の方から出ております。ここは破産と違って、「一定の事件の類型については」と入っていますが、これまでの部会で詳細に検討したわけではないと思いますが、少なくともこういった事件の類型についてはと、例えば子の氏の変更や相続放棄など、そういったものを例示として補足説明にでもお書きいただけると、少しイメージが湧きやすいかなと思いますので、御検討をお願いいたします。
- 〇山本(和)部会長 事務当局、補足説明で、よろしいですか。
- O脇村幹事 はい。あと、あれですかね、今の御発言を伺いますと、一定の事件も少し、定型的な申立てが想定される事件とか、そういったものに変えた方がいいという感じですか。 そこが書きにくいとすると、一定の事件にした上で、今、櫻井先生がおっしゃった二つみたいな定型的なものの御発言があったということを補足で書けばいいのかなという気もしたのですが、もし先生の御意見があれば、伺いたいと思います。
- ○櫻井委員 ここは、フォーマット入力で広くできるようになればいいのではないかと個人的には考えていますが、ただ、ここは申立書式一つとっても各家裁等によって異なっているところがあり、自由記載が必要なところもありますので、どこまで統一するのかとなると実は大きく議論になるところでもあるのではないかと思われます。そういったこともありますので、ここに関しては争いのなさそうなところをまずは想定しているのだということが分かるようにしていただけるといいのかなというところです。すみません、分かりにくいかもしれませんが、御検討をお願いします。
- 〇山本(和)部会長 事務当局は、それで。
- ○脇村幹事 そうしますと、いずれにしてもこのフォーマット入力を採用するかどうかについては、広く考える意見もあれば、一定の類型に絞って定型的なものにすべきだという御意見があって、後者の考えで行くと、例えば子の氏の変更とか相続放棄の受理など、そういったものが意見としてあった、みたいなことを書くのが、伺っていて、多分そんな感じかなという気がしましたので、補足で少しそういったことを触れる方向で検討したいと思います。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- ○笠井委員 すみません、今の櫻井委員のお話や脇村幹事のお話を伺って、少し思ったこと

ですけれども、確かにこういうふうに書かれると、どういう事件というのは人によって思い浮かべるものが違うだろうなと思いました。今、申立てとかを家裁の窓口で用意して、それに手書きで書き込めるような感じにしているものだといろいろとあって、いわゆる別表第2事件も含めて、養育費とか、婚姻費用とか、場合によっては離婚調停とか、遺産分割まで思い浮かべる人もいるかもしれません。その辺りはやはり何か、どういう範囲にするかという辺りの書き方が難しくて、定型的というのでもいろいろ浮かべる人が違うと思うので、書くのであれば、私に何かアイデアがあるわけではないのですけれども、補足説明の方で、いろいろな区切りがあるというか、こういうものは当然入るというのはあるけれども、こういうものについては考え方が分かれ得る、といったことまで書くかどうかも含めて、御検討いただければと思います。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。なかなか難しいあれが。
- O脇村幹事 そうしますと、恐らく(注)は、場合によってはあれですね、先生方の御意見を伺っていると、破産と一緒のような感じにして、もう、ついてとかを外して、フラットに書くというのが一つかなと思いました。もしよろしければ、そういった形にしてはどうかと思います。

一方で、補足説明についてはこれから考えますけれども、この家事に関しては、フォーマット入力を検討すべきという考え方の中には、代理人でない、御本人さんを想定して、そういったことを念頭に置くと、広くそういったフォーマット入力を認めるべきだという意見がある一方で、人事訴訟も同じかもしれませんけれども、代理人の方からすると、いろいろ書き込まないといけない事件が、恐らく代理人の方が付いている方は多いと思うのですけれども、そういったことを考えると、単純にシステム上のフォーマット入力の方式だけということにされると困るという御意見もあるのかなということかと思いました。

そういった意味では、恐らくここの御意見としては、特に本人申立てを意識すると、フォーマット入力を広く認めるべきだという御意見がある一方で、そういったフォーマット入力形式にすることによって、逆に言うと不便になるようなケースなども考えながら検討すべきであるという御意見であるとか、一定のケースに絞るということについて、それでも定型的なものにすべきという御意見については、例えばということで、先ほど言った相続放棄とかということがあるということを少し紹介させていただくのがいいのかなと思いましたので、そんな形にさせていただきたいと今のところは思っております。

〇山本(和)部会長 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。そういう形で少し具体的に 修文をしていただいて、次回、御確認を頂ければと思います。

ほかにいかがでしょうか。1の点ですが、特段よろしいでしょうか。(2)の記載ぶり等も、イで甲案、乙案という形で整理しているということも含めて、よろしいでしょうか。それでは、続きまして、部会資料23ページの「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。2に関しましては、まず(1)提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等につきまして、本文で記載しております甲案の内容は、部会資料8の第2の2(1)の甲案と同様でございますが、この本文の甲案で記載しております事件のほかに、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件についても、電子化しなければならない具体的な類型について規律を設けるべきとの考え方について、御意見がある。

ったところを踏まえ、(注1)で記載をしております。

また、(注2)の記載は、家事事件の手続において提出される個別の資料について、電子化しないことができるものに関する例外の要件を民事訴訟よりも柔軟な運用が可能なものとした上で、丙案を採用するという考え方について、御意見等があったところを踏まえ、記載したものでございます。

また、25ページになりますが、(2)提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールにつきましては、民事訴訟と同様のルールと家事法特有のルールという形で整理して記載をしておりますが、基本的な内容は従前の部会資料と同様でございまして、この形でパブリック・コメントで御意見を伺うことにしてはどうかと考えているところでございます。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ということで、前回の御議論を受けて、より意見が出やすいようにということで、(1) 甲、乙、丙と分けて、更に(注1)、(注2)で甲-1、甲-2、甲-3、丙-1、丙-2というような形で、どれに賛成か、どれに反対かということを明示していただきやすくしているということかと思います。(2)は民訴と家事の部分を分けて意見を出していただくということでございますが、いかがでしょうか。記載ぶり、あるいはその内容も含めて、御意見があればお伺いしたいと思いますが、最高裁判所家庭局、お願いいたします。

○戸苅幹事 甲、乙、丙案の、2(1)の関係なのですけれども、本文にある甲案、甲-1 案のように、別表第1審判事件については裁判所の適切な裁量に委ねる形が相当ではない かと考えております。これまでも申し上げてきましたように、その場合であっても、電子 化のメリットが大きい場合にはできる限り電子化を進めていくと、そういう運用を考えて いるところでございます。

それで、甲-2案、甲-3案についてでございますが、これらの案というのは、法令の 定めですかね、法律だけではないということだと思いますが、法令の定めとして、別表第 1審判事件について、電子化のメリットが比較的高いものを、表からか裏からかは別とし て、くくりだして規定すると、そういう案なのかなと思っているところなのですけれども、 提出書面等の電子化の範囲については、例えば戸籍の電子証明書の普及状況など、行政手 続の分野で進められているデジタル化の施策の進捗状況や、あるいは今後始まる民事訴訟 手続での国民のオンライン申立て、オンライン提出の利用状況など、そういう数々の事情 を踏まえて検討することが望ましいのではないかと考えておりまして、甲-2、甲-3案 につきましては、今般の法改正時に、多岐にわたる別表第1審判事件についても直ちに全 て適切な範囲を定め切ることができるかという問題があるのではないかと思っております。 そういうこともありますので、仮に甲-2案、甲-3案のように、電子化の範囲を法令 で定める必要があるとしても、例えば、法律でその範囲を全て定めるのではなくて、細目 を最高裁の規則に委任するとか、そういうような方法も含めて検討を頂けると有り難いか なと思っているところでございます。今回の案の記載が今、私の申し上げたような考え方 も排除していないということであれば、このままでいいということになるかとは思います が。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。その点は、補足説明であれですか。
- **○脇村幹事** 今伺っていて、恐らくその考え自体を何か直ちに排除しているということではないのだろうと思います。恐らく、この(注1)の書き方は、甲−1は基本的に個々の裁

判所の裁量に委ねますかという案に対し、甲-2、甲-3は個々の裁判所ではないものを想定して書かせていただいており、基本的にはこの部会において一定の考え方を示す、それを法律で全て書くかどうかという形式的な話は別として、そういったことを検討する前提として書かせていただいているというものだろうと思っております。

ここで法律の定めとして書いているのは、法律事項として、こういったケースについて 電子化しないといけないということを民訴と同じように書くということを前提に、ただ、 この抜き方として、何を抜くかについて全て書くのか、それとも規則にするかどうかにつ いては、恐らく現時点で何も決めていないということかと思っています。最終的に規則委 任するかどうかについては、そういったことの是非も含めて、それに反対する方であれば、 恐らく甲案ではない考え方で、極端にいうと丙案なのでしょうし、そういった意見にのっ とるという考え方を前提に、法律で決めるべきだという考え方もあれば、法制審の中で議 論した上で最終的には規則に委任するということもあるのか、それは、恐らくどういった ものを抜くかについて、この部会でどういった議論が出るか、あるいは甲-2なのか、甲 -3なのかによっても変わってくるのだろうと思います。パブリック・コメントの時点で は、規則委任するかどうかという点について、今恐らく戸苅幹事がおっしゃったのは、進 展していけば当然、全部していくでしょうという従前の御意見を踏まえて、規則委任して おいた方が、いちいち法律にしなくても、義務付けること、恐らく甲-2、甲-3を採れ ばという話なのでしょうけれども、甲-2、甲-3を採った場合であっても、義務の範囲 は機動的に拡充、拡張していく方向で、するのであれば規則委任でしていいのではないか という御意見かと思いましたので、そういったことは御紹介できるのかなと思っています。 いずれにしても、パブリック・コメントとしてはそもそもの発想として、個々の裁判所 ではない、ある程度上位の人といいますか何といいますか、法律なり、もしかしたら規則 なのかもしれませんけれども、で決めるということを、甲-1、甲-2、甲-3で意見を 伺っていくことかなと思っていますので、記載としてはこのとおりでいいのではないかと 私としては思っているところでございます。

- **〇戸苅幹事** ありがとうございました。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- ○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。2(1)の(注1)に関連しまして、2点 ほどコメントさせていただこうと思います。

まず1点目が、書き方に関わることになります。(注1)の②に関するもの、甲-3案に関するものでございますけれども、ここに電子化のメリット等が特に高くないと認められるものというような記載がございましたので、その点についてです。デジタル庁で日々、デジタル化などを担当している者としては、電子化には常に少なくとも何らかのメリットはあるという認識でございます。そういう認識からしますと、高くないというふうな記載をもしされるのであれば、ここでおっしゃっていただいているメリットというのは、誰にとってのどういうメリットなのかということが国民の皆様にも伝わるように御配慮いただくといいのかなと思いました。また、高くないとされる点についても、その理由ですね、例えば閲覧ということを念頭に置かれるのであれば、閲覧の件数というのが事件数に比して少ないとか、そういった何らかの具体を示して補足説明をしていただけるといいのかなと思ったところでございます。

それから 2 点目は、こちらは書き方ではなく、一部の記載に関連してということなのですが、部会資料 10-2 の 25 ページのところで戸籍謄本のお話が出てきていますので、若干補足的にこの場で付言させていただきます。デジタル庁では閣議決定を経た重点計画というものを出してございますけれども、そこでデジタル庁、法務省など関係府省と連携をして、行政機関間の戸籍情報連携、戸籍事項証明書の添付省略の取組みなどを推進しているところでございます。こういった行政機関間の取組みでございますけれども、これを裁判分野に利活用できるのかどうか、現時点ではまだ完全に決まっていないと思いますが、そういった利活用がもし可能なのであれば、利活用していくべきとは考えております。また、その利活用については、デジタル庁としても可能な範囲で共同で推進したり、支援をさせていただいたりというようなことを考えております。後者の点は書き方に関わらない点でございますので、冒頭の部会長の御趣旨から少し外れた点かもしれませんけれども、以上でございます。

- **〇山本(和)部会長** いえ、結構です。よろしいですか。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく、電子化することに意味がないというのはおっ しゃるとおりだと思います。そういう意味でこの部会でも、電子化のメリットの何を重視 するのかという点について、正に伝統的といったらあれかもしれませんけれども、手続法 的なメリットといいますと、やはり記録の閲覧によって攻撃防御を図るという点を念頭に 置くと、特に別表第1事件などは、そもそも攻撃防御が問題になるのかという問題もある ぐらいですので、そういった意味で、電子化のメリットというか、当該資料自体の手続上 の位置付けといいますか、価値といいますか、厳密に言えば、恐らく電子化の意味がない というよりは、その資料がそれほど手続上、重要ではないというと変ですかね、恐らく証 拠になるようなケースもあれば、それと別に、単に軽く確認するだけに出すようなものも あったりするので、恐らくそういう意味では電子化のメリットという中には、当該資料自 体の手続法上の位置付けといいますか、そういったことを込みで考えると、当該資料自体 が大したことないのでいいのではないか、みたいな発想だと思いますけれども、そういっ たこともございますので、記録の閲覧を重視して、そういった資料の位置付けを考えると、 あえて電子化をするまでの必要がない、コストと比して必要ないみたいなことではないか と思いますので、もちろんそれは閲覧以外のことについて含めて考えると、丙案ではない かという御意見があるというのは、これはまたこの部会の御意見にもあったと思いますの で、そういったことが分かるような形にしたいと。少なくとも電子化について、すること が悪であるということでないということはこの部会の前提にしていますが、一方で一定の コスト、このコストをどう評価するかという問題がありますけれども、比してどうかと議 論していることはきちんと説明したいなと、頑張っていきたいと思います。すみません。
- **〇山本(和)部会長** 少し補足説明で分かりやすくその辺りを説明いただければと思います。 岡部さん、よろしいでしょうか。
- ○岡部関係官 承知いたしました。ありがとうございます。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。
- **〇垣内幹事** 垣内です。ありがとうございます。これはもう全く表現というか、書きぶりの問題だけなのですけれども、23ページから24ページにかけて甲案、乙案と並んでいる

ところの乙案の記載ぶりというのが、甲案の関係で見ると少し、前半では全ての家事事件について記録しなければならないとなっていて、後半を見ると、しかし、申出があった場合となっていて、少し分かりにくいかなという感じもいたしまして、一つの案としましては、後半の部分を初めの方に持ってくる、例えば、全ての家事事件について、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合にはうんぬんという形にするか、あるいは現在のように、するがの後にこれを持ってくるのだとすると、申出があった場合に限るなどとするとか、何か少し表現を一工夫されるともう少し、読んですっと分かりやすい表現になるのかなという感じがしましたので、全く書きぶりだけの問題なのですけれども、もし可能な範囲で御検討いただければと思います。

- 〇山本(和)部会長 いえ、重要な御指摘だと思いますけれども、事務当局、いかがですか。
- **○脇村幹事** そうですね、全ての事件において、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申 出があったときは、適用し、しなければならないものとするというのが、恐らく今の先生 の御趣旨からすると、その順番の方がいいのではないかということかなと思いましたので、 少し書いてみたいと思います。
- **〇山本(和)部会長**では、少し工夫を頂ければと思います。 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
- ○戸苅幹事 26ページのイの家事法特有のルールというところの関係なのでございますが、 第5回部会で今川委員の方から、提示書面等の全てについて裁判所が要件審査をするとな ると、裁判所として実務的にワークするのかという御発言があったかと思います。それに ついて少し関わることかと思いますので、若干発言をさせていただきます。

このイの記載について、私どもも現時点で何か定見があるわけではないのですけれども、仮に甲案をとる場合、当事者や関係者から、この甲案に書かれているようなセンシティブな情報が含まれる書面等が提出されるときには、その都度、裁判所が全ての書面の記載内容を網羅的にチェックして電子化する、しないを吟味するといった実務運用をするのではなく、裁判所としては、現状の実務で行われているように、提出時点における非開示希望の申出を端緒にして要件を審査することになるのかなと思っております。仮に非開示希望の申出がされずに、裁判所がセンシティブな情報が含まれていることを認識しないまま電子化していた場合は、26ページの(注)に書いてあるように、事後に電子データを消去することができる規律があります。これは今、家事の関係で言っていますが、人事訴訟の事実の調査に係る提出書面等についても同じことがいえるかと思います。

こういった運用を想定しますと、この甲案というのは、①から③の事情がある場合のうち、特に必要な場合のみ電子化することを要しないと、そういう規律であると思われます。仮に甲案をとる場合は、それを明確にするために、例えば柱書の要件について、「裁判所が特に必要があると認めるもの」というふうに、「特に」というのを入れるということも考えられるのではないかと考えております。

いずれにしましても、現時点で甲案のような規律の当否につきまして私どもに定見はございません。パブリック・コメントに付して意見を募集していただくことについて、異存はないところでございます。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局から何かありますか。
- ○脇村幹事 ありがとうございます。今伺っていて、人訴も同じような話が16ページにあ

るのですけれども、併せて、特にを入れた方がいいですか。

- **〇戸苅幹事** パラレルに入れていただいてもよろしいのではとは思っているところでございます。
- ○脇村幹事 入れていいですかね。では、入れる方向で。いずれにしても、恐らくここの議論については従前から、広すぎるのではないかとかいう御意見といいますか、実務うまく回るのか、恐らく、当事者秘匿のように秘匿決定を踏まえてやるというような仕組みと違って、なかなかそういったことが作れないこととの関係で、決定がないまま電子化からばっと抜く、しかもそのときに、Aさんとの関係で問題があると、ある意味、全ての人の関係で抜いてしまうという規律になっていることで、非常にインターネットによる閲覧が狭くなるといったことについて問題があるのではないかという御意見を頂いていたところだと思います。

そういった意味では、補足説明等でも、そもそもそういう実務運用として、一般的にこういったものを網羅的にするということは問題があるのではないかという御指摘ですとか、仮にやるとしても、恐らく実際上の運用としては、これは紙にしてくださいという申立てが必要ではないか、ただ、そういったことをどういった形でするのかとか、そういった問題があるといったことは御紹介させていただくのかなと、伺っていて思いました。

いずれにしても、単純にこういったものを発動するのが難しいということだとすると、 少なくとも、特にというのは、そういった意味で、そういった申出があったようなケース を念頭に置いたということかと思いますので、書かせていただいた上で、そういったこと を踏まえて、こういった規律を置くかどうかを慎重に検討するということを書かせていた だくのかなと思ったところです。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料27ページ「3 裁判書等及び報告書の電子化」、この点について御説明をお願いいたします。

- **○大庭関係官** 御説明いたします。3につきましては、従前の部会資料から内容について特 段変更はございません。
- **〇山本(和)部会長** 特段の変更はないということですが、いかがでしょうか。よろしいで しょうか。

それでは、続きまして、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、この点の御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。4の(1)当事者の期日参加等のアは、従前の部会資料と同様の内容でございます。イ、当事者が立会権を有する審問期日につきましては、当事者双方に異議がない場合に電話会議の方法を認めるという考え方について乙案を原則とするものとして、(注)で記載することとしております。

それから、28ページですが、(2)参与員の立会い、期日参加等のところにつきましては従前、(3)家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等と一つの項目としていたところですが、参与員の手続への関与は、事実の調査の一環として手続に関与する裁判所調査官や裁判所技官とは性質が異なるものとされていることから、項目を分けて記載することといたしました。また、電話会議の方法を認めないものとする考え方について、それ

ぞれの(注)で記載しております。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

前回この点について御審議を頂いた際の御指摘を踏まえて、(1)には(注)を加える という、それから、(2)と(3)は分けて記載した方が意見が出やすいだろうという考 え方ということかと思いますが、いかがでしょうか。

○小池委員 (1) イの当事者が立会権を有する審問期日の件なのですけれども、第5回の部会で長谷部委員から、令和3年12月から始まっている家事調停手続におけるウェブ会議の利用について、当事者間で対面かウェブ会議かという点で意見が対立した場合にどういうふうに判断するのか、あるいは対面の方がふさわしい場合もあるのではないかというような御質問を頂きました。東京家裁で現在、ウェブ会議による家事調停を実施しておりますので、少しその運用状況について紹介させていただきます。

まず、家事調停手続におけるウェブ会議の利用に当たっては、当事者双方ともがウェブ会議を利用する場合と、一方当事者がウェブ会議を利用し、他方当事者は裁判所に来ていただいて対面で行う場合がございます。基本的に現在の実務での調停スタイルは、各当事者が交互に調停委員と面談していく形が多くて、双方当事者が同席する形は多くないこともありまして、一方当事者がウェブ会議で参加することについて他方当事者が反対するという場面は余り多くないと認識しております。その上で、対面により話合いをすることが相当であるなどの理由で他方当事者のウェブ会議の利用に反対する場合には、ウェブ会議の利用を求める理由を踏まえつつ、相当性が判断されることになるものと考えられます。

今述べたこととは別な観点として、例えば調停成立に向けた詰めの作業をする場合など、 審議内容や手続段階に応じて、ウェブ会議よりも対面がふさわしい、調停委員会としても 対面で膝を突き合わせて話を進めたいという場面もあり得るところでありまして、そうい う場合にはウェブ会議でなく出頭を求めるといったことも想定されます。

このように、審理の内容だとか手続段階に応じて対面手続とウェブ会議を適宜使い分けていく形で運用を今、やっているところでございます。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。実務の運用について御紹介いただきましたが、長谷部委員、よろしいでしょうか。
- ○長谷部委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。実務の運用について、 今後何か類型化などできるようでしたら、公表していただくと大変参考になると感じました。

以上です。どうもありがとうございます。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかに、この4の点について御質問、御意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、資料29ページ「5 当事者双方が受託書を提出する方法による調停」、この点について御説明をお願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。5は今回、6と項目を分けることとして記載をしておりますが、内容は従前の部会資料と同様でございます。
- **〇山本(和)部会長** 特段の変更はないということですが、いかがでしょうか。特に問題は

ないでしょうか。

それでは、続いて、30ページの「6 調停調書の送達又は送付」、この部分の説明を お願いいたします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。6では、調停調書を送達しなければならないものとするという考え方と、送達に限定せず送付の方法を選択できるものとする考え方につきまして、甲案と乙案を併記する形の記載といたしました。また、郵便費用を申立て手数料に組み込み一本化することについて、ほかの手続と同様に(注)で記載をしております。
- 〇山本(和)部会長 いかがでしょうか。御発言があればお願いしたいと思いますが。 よろしいでしょうか。甲案、乙案という形でパブリック・コメントに付するということ で、よろしければ、次の項目に行きたいと思います。30ページ「7 電子化された事件 記録の閲覧等」、この点について事務当局から説明をお願いいたします。
- ○大庭関係官 御説明いたします。7では、まず、(1)原則と、その(注1)で、電子化された事件記録についても現行法の家事事件の手続の記録の閲覧等の請求の主体及び許可に関する規律を維持した上で、オンラインで閲覧等を請求することができるものとすることなどについて、従前の部会資料と同様の記載をしていますが、(注3)で、オンラインで閲覧等をすることができるのを当事者のみに限定する考え方について、御意見等を踏まえ、【P】を付けて加筆をしているところでございます。この部分については、中間試案で家事のところで記載をするかどうかも含め、本日、御意見等を頂戴できればと考えております。

その上で、当事者がいつでも閲覧等を可能とするための方策について、(1)の(注 2)で、従前頂いておりました御意見等を踏まえ、許可の在り方としてどのような考え方があるかといったところを記載し、また、自ら提出したものの閲覧など、法律上、裁判所の許可を不要とするものについての考え方に関しては、 31° ージ以降の 2(2)、自己の提出した書面等及び裁判書等の項目で記載することといたしました。現行法で当事者の閲覧等に許可が不要とされている裁判書等について、電子化後もその規律を維持することなどについても、この(2)でまとめて記載をしております。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

それでは、(1)、(2)に分かれていますが、特に区切りませんので、どちらからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。(注3)についてなのですけれども、ここは、前も申し上げたかもしれませんが、家事手続は人事訴訟と違って非公開手続であり、プライバシー侵害のおそれについて非常に重く考える意見があり得ることから、パブリック・コメントとして、お聴きいただければいいのではないかと思っています。

それから同じ31ページの(注1)の①のところですが、当事者又は利害関係を疎明した第三者が、とありますが、おそらく当事者及びの誤記ではないかと思いますので、御確認をお願いしたいと思います。

- **〇山本(和) 部会長** ありがとうございました。事務当局から何かありますか。
- ○脇村幹事 (注3) の点につきましては、恐らく書いた方がいいのではないかということだと思います。あと、書き方として今、一応、当事者に限った書き方をしていますけれども、家事のケースですと、当事者というと基本的に申立人と相手方が基本になりまして、

別表第1で行くと申立人になり、例えば、財産管理系といいますか、成年後見の開始とか保佐もそうですけれども、そういった意味で行くと、裁判の名宛人は当事者に当然に入ってこない感じになるのですけれども、もし先生の方でここを、別表第1でいくと申立人、調停ですと相手方を含めてですが、何か聴き方として、ほかに広げた方がいいのか、あるいは、これは利害関係参加する前提で、もう当事者に限った方がいいのかと、もし何かございましたら、教えていただければと思います。

- ○櫻井委員 当事者に限定するというよりは、先ほどおっしゃっていた、審判の名宛人、審判を受ける者となるべき者に関しては入れてよいと思います。利害関係参加した場合の利害関係参加人のうち、当事者と同様に取り扱われるべき当事者的立場の者は入ってくるかと思いますけれども、そういった例示はしていただければいいのではないかと考えています。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- ○脇村幹事 一応、法律上は当事者といいますと、名宛人になるべき者は入らないことになりますので、家事で行きますと当事者及び審判を受けるべき者ですかね、というのを例示した上で、そういったことで書かせていただく方がいいかなというふうに伺いました。
 - もう一つ、閲覧の関係で、またのところの、すみません、言うとあれなのですけれども、 一応、これは家事事件手続法の第47条が又はで結んでいまして、一応、法律を前提にし てこういう型にしたというところでございます。すみません。
- **〇山本(和)部会長** 20ページの中央の(注1)の①は、当事者及び利害関係を疎明した 第三者になっていますよね。
- ○脇村幹事 家事はこの規定があったのですが、人訴はなかったので、どうしようか迷ったところなのですが、法律になるときは、規則とかかもしれませんけれども、また別ですけれども、分かりやすさの観点で、及びで結んだ方が分かりやすいという御指摘かと思いますので、一応何となく先例を踏襲してしまっただけなので、及びに直す方向で考えた方が、恐らく。すみません。
- **〇山本(和)部会長** 混乱が生じないような形で、法制的な問題もあるのかもしれませんけれども、そこは少し御検討をしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

- (注3) については今のように、必ずしも厳密な意味での当事者だけということではないかもしれませんが、基本的にはこのような(注)は残す方向でという御指摘だったかと思いますけれども、その点も含めて何か御意見があればと思いますが。
- ○脇村幹事 恐らく【P】を外して書くのだという前提で、若干補足、どう書くかはまだあれなのですが、説明させていただきますと、恐らく(注3)のように限定する考え方に対して、もちろんプライバシーの観点から、限定すべきだという意見が一方で、民訴法等でも利害関係のある第三者は自宅等からもできるということですとか、あと家事関係ですと、相続放棄の申述受理などはそうですけれども、当事者とか、受けるべき者といいますか、に限定してしまうと、関係者が結構対象から外れてしまうという問題があることは、一応御説明としてはさせていただくのかなと思います。恐らく相続放棄の申述受理など、恐らく親族間というか、相続人全般が見に行きたいと考えるケースが多いのかなという気はしますが、一方で、恐らく相続権申述受理の審判自体の当事者は放棄した人だけでしょうし、

受けるべき者もその人に限られるとすると、もし絞った場合には、場合によっては少し使いにくくなるということ、恐らくそういったことから、この部会としては、直ちに(注3)の意見を採るべきだという意見は大勢というか、そこまで行っていないということなのは紹介させていただこうかなと思っていたところです。

〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、既に開始して2時間以上経過していますが、もう残りは、私の見込みが違うかもしれませんが、多分、あと一息というところですので、このまま休憩を取らずに続けさせていただければと思います。

次は、資料33ページの「8 送達等」ですね、この部分につきまして事務当局から説明をお願いします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。8ですが、本文は従前の部会資料の内容と基本的に変更はございません。従前(注)で記載しておりました公告についてですが、(後注1)として、裁判所が行う公告について、裁判所の掲示場への掲示に代えて裁判所に設置された端末で閲覧できるものとすることを記載し、(後注2)で、現行の方法に加えて裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする考え方について記載する形にしております。
- **〇山本(和)部会長** ありがとうございます。

それでは、この8の点、今の(後注)の公告の点も含めて、どの点からでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんか。よろしいでしょうか。

- ○脇村幹事 すみません、1点少し訂正させていただきたいところがございまして、33ページの8の(後注)なのですけれども、ここの趣旨は、今とっている現状の公告の方法に加えてウェブサイト掲載をしますかどうかということを問う考えでございましたが、家事につきましては、現在の家事規則では、掲示プラス官報をしていますので、恐らくここは、掲示場又は設置端末での掲示プラス、かつ、官報の掲載に加えて、掲載する方法をとらなければならなければならないというのが、書きたかったことでございまして、そこは次回、改めて書かせていただきますが、そういったことを今、考えております。すみません。
- **〇山本(和)部会長** 官報について現状を変える趣旨ではないということかと思いますが、 いかがでしょうか。その点も含めて、よろしいでしょうか。

それでは、その点、次回また修正をしていただいた案を出していただければと思います。 それでは、続きまして、資料 3.4 ページの「9 その他」について、御説明をお願いい たします。

- ○大庭関係官 御説明いたします。9については、ほかの手続と同様、(注3)の記載を追加したところでございます。
- **〇山本(和)部会長** いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて第10、子の返還申立事件、ハーグ条約実施法ですね、につきまして。

〇山本(克)委員 どうも時期遅ればかりですみません。先ほどの人事訴訟の検察官と同じような話なのですが、別表第1の家事審判事件で、パブリックセクターですね、公法上の主体が申立権者である場合というのが児童福祉法上の事件その他、あるようなのですけれ

ども、その場合の申立てが、やはりデジタル技術を使った申立てにすべきかどうかという のも論点かなと思いますので、補足説明ででも触れていただければと思います。

- **〇山本(和)部会長** ありがとうございました。事務当局、よろしいでしょうか。
- ○脇村幹事 はい。御指摘いただきました点、それと御指摘のあったことは書かせていただきたいと思います。当局の方で現時点で定見はないところでございます。基本的にはそういったインターネット申立てをしていただきたいと思う反面、恐らくパブリックのものといっても様々ある中で、一律に作れるかという問題はあるのだろうと思います。そういったことから、法律で義務付けるかどうかについては慎重な検討が必要だとは思いますが、一方で、必要なケースについてはしていただきたいというのが、このITを進める観点から重要だと思いますので、ご指摘があったことは補足等では書かせていただきたいと思います。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。 それでは、第10の方に移りたいと思いますが、ハーグ条約実施法につきまして、事務 当局から説明をお願いします。
- ○大庭関係官 御説明いたします。第10につきましては、従前の部会資料と基本的に同様の内容でございます。
- **〇山本(和)部会長** ということですが、いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。 それでは、最後になりますけれども、「第11 その他」、この点につきまして事務当 局から説明をお願いいたします。
- ○森関係官 関係官の森でございます。第11は、第1から第10までに記載した手続のほか、他の民事・家事関係の裁判手続についてもIT化について検討することを記載するものでございます。
- 〇山本 (和) 部会長 ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、これで一通りの御検討を頂けたかと思いますけれども、かなり、私が少し急いだせいもあるかと思いますけれども、先ほど来も御指摘いただいていますが、全体を通して、何かここは言い落としたとかいうところがございましたら、御指摘を頂きたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○大谷委員 大谷でございます。ありがとうございます。全体を通してでございますけれども、今回、パブリック・コメントで広く御意見を集めるということですので、今回の資料の中でも、ファイルに記録することに困難な事情がある場合にはファイルに記録しないでいいという記述があちこちに設けられているのですけれども、どのような場合にその困難な事情があるのかといったことについての、全体を通じて一貫した御説明、あるいはそれぞれの事件の特性を踏まえて、このような事件の場合にはこういった事情が考えられるといったことについての御説明を補っていただくと、より規定の適否についての御意見が集まるのではないかと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

以上、お願いでございます。

- O山本(和) 部会長 ありがとうございました。それでは、事務当局、それはよろしいですか
- **〇脇村幹事** 脇村です。事務当局としましては、困難な事情につきましては、基本的には民 訴法と同様の説明として、あのときもさせていただきましたけれども、図面等で物理的に

なかなかしづらいケース、あるいは本一冊なんかが出されたケースで、では全部やるのか みたいなことが念頭にあったということと併せて、この部会では、困難な事情の要件を変 えて、そういった事件の特質に応じた議論を踏まえるべきではないかという御意見がござ いましたので、その辺が分かるような形で記載をしていきたいと考えております。

- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。
- ○井下委員 ありがとうございます。少しディテールに戻ってしまうのですけれども、9ページの5の、破産手続の記録の閲覧で、(注2)を残す、残さないという【P】になっている点につき、議論の確認をさせて下さい。利害関係人による裁判所外端末の閲覧は、(注2)を残すとして、排除する債権者の範囲を画するのが難しいといった異論がある点につき、三つ目の(注)などで付言するといった対応を行っていただく方向だと理解しております。加えて、いつでも閲覧についても、届出債権者等に認めるべきであるという議論があるということに触れるという形で今、議論が落ち着いたと理解しているのですが、念のため確認させていただければと思います。
- 〇山本(和)部会長 では、事務当局、お願いします。
- ○脇村幹事 私の理解では、(注1)自体が異論といいますか、今でいうと(注2)と別の考えですので、併せて書くというのは難しくて、(注1)と(注2)が違うということが分かる形で書けば十分ではないかと理解しています。結局、(注2)は(注1)の①と違う考え方ですので、そこにあえてほかのところで書いていないように、重ねて書くということは考えておりませんで、先ほど言いましたのは、(注1)の下に新たに(注2)を設けて、それは債権者のいつでも閲覧を書かせていただきますが、(注3)として、(注1)の①の考え方と(注2)の考え方と別にという形にして、異論があることが分かるような形というか、元々本来の考え方という場合は(注1)なのですというのを書いた上で、(注3)を書けば十分ではないかということで、先ほど申し上げたつもりでした。すみません。
- 〇山本(和)部会長 いかがでしょうか。私もそのように理解をしていましたが、(注1)、 それから新しい(注2)自体が(注3)の異論として位置付けられ、補足説明で更に敷衍 するということがあるかもしれませんが、一応そういう形だということですが、井下委員、 いかがですか。
- **〇井下委員** 結構です。ありがとうございました。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。全体を通して、あるいは個々の点でも結構ですが。よろしい でしょうか。
- ○櫻井委員 今回の部会資料の範囲ではないのですが、よろしいでしょうか。

次回8月5日の部会で申し上げる方がいいのかもしれないですが、そのときに議論をしている余裕はないと思いますので、日弁連ではなく弁護士会の方から意見があったので、お尋ねします。家事事件手続法では、審理の終結に関して、審理を終結する日を定めなければならないとあり、審理を終結したときは審判をする日も定めなければならないという規定があるかと思うのですけれども、保全の一部の手続に関しては、家事事件手続法や非訟事件手続法の制定に当たって、これらについて、特に審判、決定を出す日の定めや通知に関しては改正されなかったと理解をしております。

今回、仮にシステムを使って決定等が送付、送達されるとなった場合に、システム送達されて知らない間に決定等が出ていたと早急な対応をせまられることがより多く起こるのではないかと危惧されます。いつ決定を出すのかということに関しては、実務上かなり、年末年始とかゴールデンウイークとか、そういった辺りは外すという運用をしていただいているとは思うのですけれども、本来はいつ決定が出されるかは事前に通知されて然るべきで、このシステム送達がほかの手続にも導入されるであろう今回の改正に当たっては、今、審理終結若しくは審判決定等をする日の定めが規定されていない手続に関して、必要な場合は規定するべきではないかという意見が出ております。今回、各種手続の最後の「その他」のところで、(注3)など(注)の最後でこの民訴法改正に当たって実務上必要な見直し等について意見があればとお聴きいただくのですが、今の「書記官権限の見直しなど」といった書き方では今申し上げたような意見は出てこないように思われます。

特にパブリック・コメントに付すべきものではないということであれば、今申し上げるべきことではないと思いますが、今まで全く議論をしていませんので、もしそういう意見があるのであれば、その他の(注)のところを広く解して意見を書けばいいということなのか、この部会で今申し上げたような議論をしていただけるのかどうか、その辺りについて、お考えがもしありましたら、お聞かせいただきたいというところです。よろしくお願いします。

- 〇山本(和)部会長 分かりました。事務当局の方でありますか。
- ○脇村幹事 今伺っていて、まず、パブリック・コメントに関して言いますと、その他のところで、オープンに意見を聴くようなものは、掲げさせていただく予定で、そういう意味で、何かこの意見について、こういった意見を出すなとかいうつもりは正直、全くございません。そういった意味では、そういったことを出していただくことはあり得ると思います。

ただ、一方でこの部会でそれを取り上げて必ず検討し、改正することまでできるかどうかについては、それは現時点でお約束はできないということかなと思いますし、伺っている限りですと、その問題は、一つには決定等の適切な運用でやっていたものを法律事項として何か定めるといいますか、歯止めを掛けるために法的に何か定めるということだとすると、なかなかITということで直ちに難しいのかなと、あるいは逆を言うと、そもそもそういったことは運用できちんとやってもらえばいい問題ではないかという気もしなくもないという気もしますが、いずれにしても、なかなか現時点でどうこうということは言えないのですが、御意見を頂くのは当然構いませんし、逆に言うと、そういった御意見があることを踏まえて、恐らくこのシステム送達が今回、仮に入った場合にはそういった問題があるので、実務的な運用としてそういった問題については配慮が必要であるということを法制審の場でも御意見していただくということも意味があることではないかという気もしますが、すみません、今、少し言いすぎたかもしれませんけれども、そういったこともあると思いますので、幅広く御意見は頂ければいいではないかと思いますし、恐らく、その他では、何でもいいというわけではないですけれども、何か、見直すべき点があるかということは書く予定になっていますので、大丈夫かなと思いました。すみません。

〇山本(和)部会長 ということかと思います。民訴の改正のときもそういう議論というのはあった、文書提出命令とか、決定をどういうふうにして、即時抗告の期間との関係等で

若干の議論はされていたということであったようにも記憶しておりますが、いずれにしろ、この(注3)というのは、実務上必要な見直しがないのか検討すべきというところに本文はなると思いますので、正に今のは実務上の観点からこういう見直しが必要ではないかという御趣旨の御意見だったと思いますので、それは当然、ここで拾っているというか、意見は出していただくということで何ら差し支えはないということになるだろうと思います。櫻井委員、よろしいですか。

- ○櫻井委員 分かりました。ありがとうございます。
- 〇山本(和)部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の審議はこの程度にさせていただければと思います。

最後に、次回議事日程等について事務当局から説明をお願いいたします。

O脇村幹事 次回の日程でございますが、日時、令和4年8月5日金曜日、来週金曜日でございます。開始は1時30分でございまして、1時ではございません。予定では1時半から6時としておりますが、終わり次第終わるという前提で考えております。

次回は、今回御議論いただいた倒産、人訴、家事以外も含めた全ての内容について、中間試案の取りまとめについて御審議をお願いすることを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇山本(和)部会長 ということで、8月の夏休みの中、もう一度御参集を頂くということは大変申し訳なく存じますけれども、いよいよ中間試案の取りまとめという段階に部会も至りましたので、恐縮ではありますが、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたりまして熱心な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。 お疲れさまでした。

一了一